

平成30年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

平成30年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ205,206千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成30年2月14日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		9,533 千円
	1 一 般 会 計 繰 入 金	9,533
2 繰 越 金		80,958
	1 繰 越 金	80,958
3 諸 収 入		100,515
	1 貸 付 金 元 利 収 入	98,135
	2 雑 入	2,380
4 県 債		14,200
	1 県 債	14,200
歳 入 合 計		205,206

歳 出

款	項	金 額
1 民 生 費		205,206 千円
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 費	205,206
歳 出 合 計		205,206

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
母子父子寡婦福祉資金貸付金	千円 14,200	証書借入	無利子	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に定めるところによる。
合 計	14,200			